

トークンエコノミーの実現と普及に向けた展望と課題

株式会社 野村総合研究所
ICT・コンテンツ産業コンサルティング部
シニアコンサルタント 山岸 京介



1 暗号資産のこれまで

「ビットコイン」をはじめとする暗号資産は、2008年に発表されたサトシ・ナカモト（仮名であり、2023年現在も本人が特定されていない）による論文「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」からその歴史が始まり、2023年現在で暗号資産という概念は一定の知名度を得るに至ったが、「web3」の概念をも含め、暗号資産の仕組みの普及は限定的で、ほとんどの暗号資産保有者は投機目的なのが現状である。そうした投機目的に合わせるかのごとく、世界中の暗号資産の値動きや取引高を公開しているウェブサイトのCoinMarketCapには、2023年10月時点で9,000種類近い暗号資産が登録されている^{※1}ものの、世界最大の暗号資産取引所であるBinanceでさえ350種類程度しか扱っておらず、しかも、暗号資産としてきちんとした運営目的や思想が評価されているのはそのうち100種類程度と、まさに混沌（こんとん）とした状況が生じている。

加えて、多額の資金が動く市場が形成されているにもかかわらず、その管理体制やセキュリティは「ずさん」といわざるを得ないほどの失敗を多く生み出してきた。2014年のマウントゴックス事件では、当時世界最大のビットコイン取引所であったマウントゴックスが保有していた顧客からの預かり資産を含む約85万ビットコイン（当時のレートで約470億円）が消失した。マウントゴックスが東京にオフィ

スを構えていたこともあって、資金の返還を求め多くの外国人顧客が同社の前で抗議活動を行い、それが当時のニュースで報じられたことが、皮肉にも日本で暗号資産が注目されるきっかけにもなった。

その後も、2018年には国内大手取引所のCoincheck（コインチェック）での暗号資産「NEM」の約580億円相当の流出事件や、2022年の米国取引所FTXトレーディングによる顧客資産の流用・詐欺事件（後に同社は経営破綻）など、暗号資産が本来目指した社会的な変革や貢献を示す前に、負の側面ばかりが取り上げられ、一般消費者が寄り付きづらくなっている。

暗号資産の取り扱いについてはネガティブな話題が続いた一方、暗号資産や、ともに生まれたブロックチェーンや後述するトークンに関する技術は着々と進歩を遂げており、これら技術が活用できる生活シーンや新たな価値流通への期待感の高まりとともに、グローバルおよび日本それぞれで、かつてない注目の高まりを見せている。

グローバルには、後述する暗号資産を含むトークンに関連する技術やそれに伴う規格が発展したことで、web3の思想や概念の実現が現実味を帯びてきたことが大きい。これまでの、小国や新興国が自国通貨の代わりに暗号資産を採用するといったニュースから、昨今は先進国における中央銀行デジタル通

※1 <https://coinmarketcap.com/>

貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）の実現性についての議論に話題が移ってきているのもその証左といえるだろう。

日本では、日本の厳格な暗号資産交換業者に対する管理監督体制が世界的に評価されたことが注目を集めている。前述した2022年のFTXトレーディング破綻の際、日本拠点であるFTX Japanの被害は、金融庁のもとで顧客資産が厳格に管理監督されてきたことで、グローバルでの被害は巨額だったのに対し、非常に限定的な被害にとどまった。そのため、暗号資産関連企業のアンクリンな経営に対する監視傾向が高まっていたグローバルの情勢から日本の市場が注目された。加えて、デジタル庁の発表した「デジタル社会の実現に向けた重点計画^{※2}」においてもweb3について言及している他、2023年7月に東京都内で行われた国内最大級のweb3カンファレンス「WebX」でも、萩生田光一自民党政務調査会長による開会あいさつ、および岸田文雄首相による基調講演が行われ、両名ともにトークンの利活用やコンテンツ産業の活性化にかかる環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に取り組むことについて言及し、web3に詳しくない人にとってもスタンダードなものとなるよう各事業者にweb3の可能性の積極的な発信を要請した^{※3}ことなど、日本政府もトークンを含めたweb3の発展には期待を寄せていることが、業界関係者の後押しになっている。

本稿では、暗号資産を含むトークンの定義や技術的背景を解説するとともに、それらを用いて新たな経済流通を生み出そうとしている「トークンエコノミー」の将来的な実現可能性について論じる。

2 トークンとトークンエコノミー

1) トークン





web3の概念において、トークンとは「何らかの価値を持ったモノ（有形無形のあらゆるコンテンツ）に対して、所有・利用など行使可能な『権利』を、移動・譲渡可能な状態にしたデジタル上の識別子」を指している。「ビットコイン」や「イーサリアム」などの暗号資産は、このトークンの一種であり、各暗号資産は、その発行元が構築しようとしている社会システムやブロックチェーン上の機能、その設計そのものに対する価値を権利として流通可能にしたものである（暗号資産とトークンは同一のものとして語られることも多いが、本稿ではトークンをより大きな概念として定義する）。同様に、NFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）はデジタルアートや有形資産の分割所有権など、元来所有権の主張が難しいモノに対してブロックチェーン技術により代替不可能性や譲渡経路、発行元の証明を明らかにすることで、本来生じるべき価値を可視化したものである。他にも、発行元の提供するサービスや運営事業に対する議決権を示すガバナンストークンや、有価証券の小口・デジタル化を可能にするセキュリティトークンなど、さまざまな権利や仕組みが設計されたトークンが存在しており、基となる権利をどのように行使するか（どの権利をトークン化するか）により、発行されるトークンの種別が異なる。（図表1）

トークンの大きな特徴は、トークンを生み出すために必要な技術がすべてオープンソースであることから、知識・技術や法的・規制的要件を満たせば誰

※2 <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

※3 <https://webx-asia.com/ja/agenda/>

図表 1 トークンの基となるモノとトークンの種別

トークンの基となるモノ	発行されるトークン例
 <p>独自のブロックチェーンを用いた価値流通の仕組み (またその仕組み上で流通させる対価的価値)</p>	<p>暗号資産</p> <p>各ブロックチェーン独自のトークンであり、ネイティブトークンともいわれる</p>
 <p>デジタルアート・音楽等創作物の所有権</p>	<p>NFT</p> <p>トークンに代替不可能性を持たせるERC721などの規格を用いて発行されたトークン</p>
 <p>会社の議決権・投票権</p>	<p>ガバナンストークン</p> <p>保有者に対して、権利発行元の団体やサービスの運営に関わる意思決定に参加する権利を付与するトークン</p>
 <p>不動産の所有権</p>	<p>セキュリティトークン</p> <p>ブロックチェーン技術を利用して発行・デジタル化された有価証券として扱われるトークン</p>

NFT、ガバナンストークン、セキュリティトークンなどの暗号資産以外のトークンは、特定のブロックチェーン(主にイーサリアムブロックチェーンが採用されやすい)が備える仕組みを活用して発行される

出所) NRI 作成

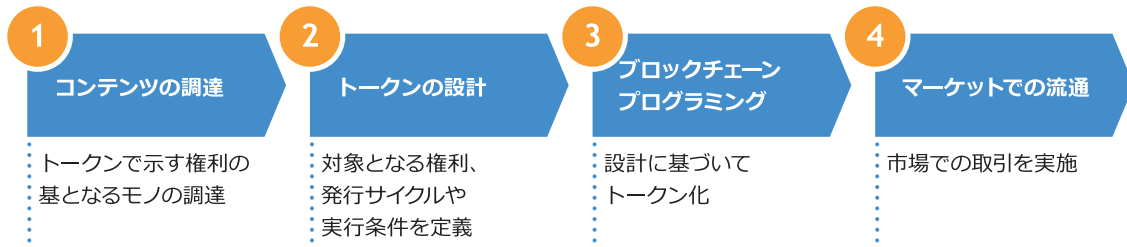
でも新たなトークンを生み出せる点にある。この特徴により、①「権利」を非常に容易に流通させることが可能になることから、これまでも取引されてきた「権利」は、中央の管理者や発行者を介することなくよりスピーディーかつ低コストに、②従来ではやりとりに必要なコストが見合わず、取引対象とできなかった小さな権利も web3 向けのプラットフォームやプログラミングの活用によって、個人や小規模な事業者がトークンの形でコンテンツの権利を可視化・流通できるようになる。

①の具体例として、多くの書類作業や人件費を必要とする不動産売買などでは、ブロックチェーンによる権利の譲渡経路の証明や「スマートコントラクト」と呼ばれる権利の譲渡手続きの自動化処理により、従来よりも権利の譲渡が人の手を介さず簡便になる。②の具体例としては、つけられる値段が小さすぎて権利を売れなかった創作物や個人の所有物の所有権、たとえば「自分が持っている家具や家電が

使える権利」までも売買できるようになる。ただし、例にも挙げた不動産売買などは、すでに既存の価値証明のスキームや法規制が整っているものをデジタル化している性質が強く、従来どおりの法規制や免許のもとで発行・管理されることになる。不動産売買では、金融商品取引法上に導入された概念である「電子記録移転有価証券表示権利等」と「電子記録移転権利」が適用される。また、暗号資産も、法定通貨と暗号資産を交換する事業は暗号資産交換業の免許取得が必要であるし、今後もトークンとその取り扱いについてはそれぞれ法規制の対象となる部分が生じ得るため、オープンな技術だからといって、実態としても自由に発行や流通を行っていいものではない点については、あわせて理解されたい。

このように、トークンはこれまでのやり方ではコストや手間がかかりすぎて対象とできなかった小規模な権利の価値証明の実現などにより、一個人・一事業体の経済的・社会的立場の形成支援や、社会シ

図表2 トークンエコノミーの形成フロー



出所) NRI 作成

ステムの形成が未熟な新興国の自立まで支援できる
といった大きな可能性が世界的に注目を集めている
背景といえる。

2) トークンエコノミー

モノ（コンテンツ）に付随するさまざまな権利を、
トークンを介して取引できるよう市場化したのが、
いま注目を集める「トークンエコノミー」である。
トークンエコノミーは、大きくは、①コンテンツの
調達、②トークンの設計、③ブロックチェーンプロ
グラミング、④マーケットでの流通の四つのフロー
を経て形成される（図表2）。このフローはトーク
ン化する権利の対象となるコンテンツの所有者だけ
でも実行できるし、マーケットを運営する事業者が
コンテンツの所有者に対して②～④の機能提供を行
うようなケースも存在する。どのようなトークンで
も、このエコノミーは形成可能であるが、本稿では、
消費者に現状最も浸透している NFT を例に説明す
る。

①コンテンツの調達とは、文字どおり権利の発生
する基となるモノ（コンテンツ）の調達を指す。コ
ンテンツには、前述したように会社の議決権からデ
ジタルアート、不動産に至るまでありとあらゆるモ
ノが含まれる。NFT ではデジタルアートなどのデー
タの保有権が主な対象となる。

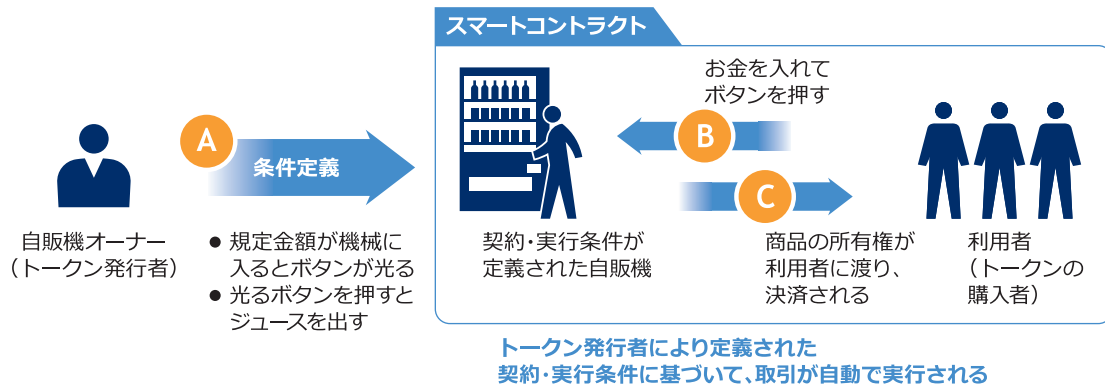
②トークンの設計とは、調達したコンテンツの何

を権利とするトークンを発行するのか、そのトー
クンをどういう条件、どの規格で発行するか設計
を指す。わかりやすい例でいえば、アーティスト
が制作した楽曲をコンテンツとした際、楽曲す
べてに対して NFT を発行することもできれば、楽
曲の音符一つ一つに発行することもできる。故・
坂本龍一氏の作曲した楽曲「Merry Christmas
Mr.Lawrence-2021」は、音源の右手のメロディー
595音それぞれが NFT 化・販売され、発表当時大
きな話題となった^{※4}。NFT に限らず、トークン全
般において設計は重要な要素で、そのトークンの発
行の上限量や価値が維持される発行サイクルの仕組
みの設計、および権利の対象が所有者にどのような
リターンをもたらすかなどの設計が、発行後の話題
性や集客力、価格に大きく影響を与える。

③ブロックチェーンプログラミングとは、②トー
クンの設計に従って、ブロックチェーン上でのトー
クンの動き方をプログラミングする過程を指す。現
在ビットコインに次いで取引量の多い暗号資産であ
る「イーサリアム」の仕組みでもある「イーサリア
ムブロックチェーン」というブロックチェーンは、
「スマートコントラクト」と呼ばれる、権利譲渡を
事前に設定・定義した条件に合わせて自動執行する

※4 <https://lp.adam.jp/ryuichi-sakamoto-595nfts.html>

図表3 スマートコントラクトの概念



出所) NRI 作成

プログラミング機能をブロックチェーン上で発行されるトークンに対して設定することができる他、多種多様な規格を備えることが可能になっている。NFTはこのイーサリアムブロックチェーンの搭載するERC721をはじめとする各種規格を活用して、暗号資産であるイーサリアムとは特徴が異なるトークンとして、プログラミングされている。なお、「スマートコントラクト」の概念について、web3業界で説明に用いられることが多い自動販売機の喩（たと）えにて示す（図表3）。なお、このイーサリアムブロックチェーンにはさまざまな規格が用意されており、世界中の開発者が自由にその規格を設計・発表することができる。イーサリアムブロックチェーンの規格として発表された規格数は約6,000^{※5}と日々増えており、NFTアートの権利を別のユーザー（美術館など）に一次的に貸し出す規格（ERC-4907）や、NFTを複数組み合わせ合わせて一つのNFTとして扱う規格（ERC-6551）など、さまざまな権利譲渡のパターンに対応できるようになってきている。

④マーケットでの流通とは、発行されたトークンが取引されるマーケットでの権利の流通を指す。このマーケットが利用者に提供する利便性は、マーケットが取り扱うトークンの発行に非常に大きな影

響を与える。たとえば、NFTのマーケットプレイス（流通プラットフォーム）である「OpenSea」が、②トークンの設計や③ブロックチェーンプログラミングを同プラットフォーム上のユーザーインターフェースで簡単に実行可能にしたことで、多くの利用者が、予備知識なく自身の所有するデジタルアートなどからイーサリアムのブロックチェーンにひもづけたNFTの生成、販売をできるようになり、市場が急拡大した（図表4）。自販機の喩えに戻れば、OpenSeaは商品のラインアップや設定が簡単に行える自販機と考えれば理解がしやすいだろう。

暗号資産の売買が行える暗号資産取引所も同様で、その取引所でしか扱われていない暗号資産や預けた暗号資産に対して還元される金利、長期の取引利用者に対するエアドロップ（新規発行トークンの無料割り当て）に手厚い取引所には人が集まり、②や③がユニークでweb3らしさのあるトークンが多く上場し、取引が活性化していく。

このように4要素すべてを満たした権利の譲渡の世界を広げることがトークンエコノミーの目的である。暗号資産やNFTに関しては、暗号資産取引

※5 <https://eips.ethereum.org/erc>

図表 4 NFT 発行・販売事例

事例	発行元・概要
Zombie Zoo Art	【発行元】Zombie Zoo Keeper氏(個人) 【概要】 母親とともに当時小学3年生だった同氏が流通PF「OpenSea」に出品したNFTアートは、著名人に話題にされたことで急速に注目を集め、最高で一つの作品が約80万円(当時レート)で落札された。
ウイスキーたる×NFT	【発行元】UniCask 【概要】 蒸留酒のたるを管理・取引するサービスを手掛ける同社が、ウイスキーのたるの中身を100口に分割し、100分の1に小口化された「Cask NFT」を販売。NFT購入者は熟成を経てボトリングされたウイスキーと交換できる仕組みとなっている。第1弾NFT約4,000万円分は、開始わずか9分で完売。

出所) NRI 作成

所や NFT マーケットプレイスといった流通プラットフォームの登場により、エコノミーの循環が構築できてきているが、ガバナンストークンやセキュリティトークンについては、エコノミーとしての環境整備がまだ不足している。トークンが備えるブロックチェーンやスマートコントラクト技術がより広範な業種・領域に活用され、トークンエコノミーの要素を充実させていくことで、それぞれのトークンにおいて、後述する大小さまざまな新たな価値流通が発生していくだろう。

3 トークンエコノミーが社会にもたらすインパクト

トークンエコノミーが台頭することで、これまでになかった権利取引が行われるようになり、従来の社会システムにさまざまな変革をもたらす可能性がある。たとえば、暗号資産でも市場流動性の高い銘柄（ビットコインなど）やトークンの価格が米ドルなどの法定通貨と連動している「ステーブルコイン」などは、中小国の発行する既存の自国法定通貨を置き換えるともいわれている。実際、ステーブルコインは、従来から他国通貨（US ドルなど）の信頼性に頼っていたり、金銭取引においてデジタル化が進んでいなかったりするエルサルバドルや中央アフリカ共和国などですでに法定通貨として採用されてい

る。しかし、このような広範な変革には、まだ多くの課題があり、その課題解決には年数を要することから、本章では、一部のビジネスにおける萌芽（ほうが）事例を示しながら、既存ビジネスに変化や影響をもたらす可能性について触れたい。

まず、トークンの特徴である権利の可視化と譲渡の簡便化は、誰でも権利をトークン化し、スマートコントラクトにより権利譲渡を自動・高速化できるため、現在ある契約仲介業務に置き換わる可能性がある。作成が難しい権利書も、ブロックチェーン上に譲渡記録が残るため改ざんなどのリスクが少ないことから制約事項も簡潔な内容になり得る。とはいえ、それによって現在こうした業務を担っている事業者や土業の個人事業主がすべて廃業に追い込まれるわけではなく、高価値の権利の取引では、詐欺や設計ミスなどのトラブル防止のため、トークンの譲渡条件やプロセスをプロの目線で管理・監督する業務を担う事業者や土業が今後も必要になるだろう。将来がこのように発展した場合、契約仲介事業の今後の差別化要素は、いかに洗練・自動化されたブロックチェーンプログラミングができるか、いかにトークンに適したマーケットに流通させられるかにある。

また、交わされた契約や約束事の履行の徹底にも活用される可能性がある。たとえば、延滞や「雲隠れ」

で問題化している奨学金や慰謝料などをスマートコントラクト上の契約として縛ることで、支払う側が支払い行為を拒否した場合や音信不通時にも、支払う側の資産の処分や譲渡、銀行口座内預金の自動振替などにより支払いを補填（ほてん）する仕組みを構築できる。

実際にスマートコントラクトを使った事例として、アステリア株式会社（コンピューター・デバイス間を接続するソフトウェアやサービスの開発・販売を主たる事業とする企業）では2022年6月の株主総会で、議決権の行使権利をトークン化し、スマートコントラクトによる議決権の委任や賛否投票が実証実験として実施されており、不正なくスピーディーなオンライン総会の実施ができたことが発表されている^{※6}。アステリア社は、ブロックチェーンおよびスマートコントラクトの活用メリットとして、株主が参加できる場所が自由な（スマートフォンさえあれば参加できる）ことによる会合への参加率向上と、ブロックチェーンによる投票プロセスや結果の明示化を報告している。そのため、同様の仕組みを行政が実施する各選挙において用いることができれば、より高い参加率かつ不正のない選挙が実行でき、またオープンな技術の活用による実施コスト低減も可能であると考えられる。

日本の社会課題に目を向けると、地方における少子化、人口減少といった過疎化に対する施策として、トークンの活用が模索されている。新潟県長岡市にある山古志地域は、過疎化に歯止めがかからなくなってきた現状を変えるため、デジタル村民の権利を示す Nishikigoi NFT の発行および、それにひもづくコミュニティの運営を積極的に行っている。この取り組みが始まった2021年12月から8カ月後、デジタル村民数が約950人となったことで、実際の山古志地域の人口800人を上回り、以

後もメタバース空間やチャットサービスを通じて、デジタル村民とリアル村民間での交流やイベントの開催が続いている^{※7}。山古志地域は NFT の販売を通じて地域活動の資金調達とコミュニティの活性化を行うことができ、NFT 購入者は新たなコミュニティの獲得ができたことで、web3 およびトークンエコノミーの可能性を示した。

4 トークンエコノミー普及への課題

これまで述べてきたように、トークンエコノミーは、技術的にも進化し活用事例も出てきているが、社会システムへの本格的な実装にはいくつかの大きな課題がある。

最も大きな課題は、一般消費者への浸透、いわゆる「マスアダプション」である。グローバルでも最も議論が絶えない課題であり、マスアダプションの実現方法について有識者が日々意見を発表している。トークンの概念が一般消費者に浸透しないということは、それを利用したい消費者が少なく、結果、トークンの多様性も限定され、トークンが一般社会や生活に及ぼす影響が限定的になってしまうことを意味する。そのため、トークンエコノミーの発展にはマスアダプションは避けて通れない壁である。グローバルではさまざまな手法の普及活動が試行されているが、各国それぞれの事情に合わせたマスアダプションの手法が存在するはずである。

日本では、決済業界を振り返ると、日々の生活シーンにいかに必要不可欠となったかがマスアダプショ

※6 <https://www.asteria.com/jp/inlive/asteria/1211/>

※7 <http://yamakoshi.org/nishikigoi-nft>

ンにおいて重要になっている。たとえば、JR 東日本の「Suica」は、人々の移動に不可欠な電車利用の利便性を大きく高めたことで、その仕組みを理解していなくても老若男女問わず利用するサービスとなった。また、近年でいえば、キャッシュレス決済の導入コストに悩まされてきた小規模小売事業者では導入コストが安い「PayPay」などの QR・バーコード決済が普及し、来店顧客のキャッシュレス化を促進した。

生活シーンの大きな改善など、トークンを介したこのようなキラーユースケースを示すことがマスアダプションには必要不可欠である。

ところが、日本に限らずトークン自体の問題として、「買って終わり」が非常に多いことが挙げられる。たとえば NFT は、ブロックチェーン上での譲渡の履歴や金額等を記録できることから、NFT が転売(二次流通)されたとしても、スマートコントラクトを介して NFT の発行元にその転売益の一部が還元される機能を本来備えている。ただし、そうした還元の原資は、各 NFT の発行も担う流通プラットフォームがロイヤルティーという形で各購入者から手数料とともに価格に上乗せしている形で NFT に設定し、徴収しており、購入者の負担を増やしている。結果、プラットフォーム間の競争において、それらロイヤルティーは削減、ないし制度として消滅(0%として設定)が進んでおり、現時点で NFT は「ファントークン」のような、購入してもそのまま保有するだけの「会員証」のようになってしまっているものが多い。NFT の発行元が、二次流通を活発化するようなコンテンツの調達や権利の設計を行えば、多くのコンテンツホルダーや利用者の関心が集まり、エコノミーとして発展できる可能性はまだ残っている。

暗号資産も同様で、暗号資産を対価またはアプリの仕組みとして利用する、現在のスマートフォ

ン上のアプリに近い web サービスである DApps (Decentralized Applications: 分散型アプリケーション) が暗号資産の使い道として存在するものの、DApps の普及を後押しするようなキラーサービスが現れてはおらず、投機・投資向け金融商品にとどまってしまうている。

筆者は、このような課題を日本において解決するためには、これまでの社会システムの構築や維持を担ってきた国内の大企業の web3 事業進出および消費者がわかりやすく使える web3 サービスの提供が不可欠であると考え。トークンは、暗号資産の概念と技術ばかりが先行して、法規制による安全性の担保や消費者に対するユーザビリティが欠如したまま世に出てしまったため、現在、暗号資産をはじめとするトークンは「怪しい投機商品」とみられることも多い。事実、NRI が 2021 年に実施した生活者 1 万人アンケートでは、リスク資産の保有率として、株式や投信が全体の 10%以上となったのに対し、暗号資産はわずか 1.7%であった^{※8}。そのようなイメージも、社会で信用された大企業によるトークン関連事業への参入機会が増えることで変わっていくはずである。

日本では、NTT ドコモが 2022 年 11 月に「トークンを含む web3 関連事業へ最大 6,000 億円を投資する」と発表したり^{※9}、ソニーが 2023 年 6 月にブロックチェーン基盤「Astar Network」を生み出した渡辺創太氏の web3 事業会社 Startale Labs と

※8 https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/1st/2022/fis/financial_business_trends/0218

※9 https://www.docomo.ne.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/presentation/221108/presentation_fy2022_2q.pdf

の約5億円の資本業務提携を発表したり^{※10}と、国内を代表する大企業のweb3事業への参入が相次いでいる。web3業界として、こうした国内の大企業の参入はコンテンツの流通拡大とセキュアな環境構築が進むため喜ばしいことに加え、大企業側にとっても、GAFAMのほぼ独壇場となっているITサービス・ITインフラの勢力図を変えるきっかけになるのではないだろうか。トークンエコノミーが普及することで、当事者間でのブロックチェーンやスマートコントラクトの利用が促進され、従来のweb2.0時代のように特定企業の提供するインフラやサービスに過度に依存することなく、事業運営やサービス提供が実現できる可能性があることから、現在のGAFAMに代表される巨大IT企業の影響の及ばない社会構造の誕生や新たな企業のプレゼンス向上につながる事が予見されるためである。セキュリティーについても、日本の大企業が、業界全体として守るべきセキュリティー水準とその厳格な運用による安心・安全なマスアダプション手法を提示し、それを推進していくことが、グローバルで期待されている。

また、トークンすべてにあてはまる課題ではないが、暗号資産については、売買取引によって得られた収益が雑所得扱いとなり、総合課税が適用されることが、同じ金融商品である株式や投資信託に比べて、投資をしたい消費者が集まりづらい大きな原因になっていることが従前から指摘されている。国に対しては、このような課税制度の改正や消費者の暗号資産の利用用途拡大に資する暗号資産関連制度の設計を期待したい。

5 おわりに

直近20年ほどにおいては、新しいことを自由にやるためにベンチャー企業で働くことは一つの社会トレンドだったように思う。しかし、トークンやweb3全体の不安定さをきちんと管理監督し、安全性を担保していける大企業ならではのアプローチが、これからのweb3時代において新しいことを成し遂げる土壌になるかもしれない。

少子化などで今後人手不足が深刻化するおそれのある日本にとって、社会システムの効率化・自動化を進めていくことはきわめて重要であり、トークンおよびトークンエコノミーは間違いなく、その助けとなる技術や仕組みであると筆者は確信している。2030年に向けて、日本の大企業が先陣を切ってweb3の世界のマスアダプション、トークンエコノミーの発展を進め、提供するサービスが現代社会で苦しむ人々の生活の支えや持続可能な社会の新たな基盤となっている姿に期待したい。

※10 https://www.sonymnetwork.co.jp/corporation/release/2023/pr20230628_0101.html

●…… 筆者
山岸 京介 (やまぎし けいすけ)
株式会社 野村総合研究所
ICT・コンテンツ産業コンサルティング部
シニアコンサルタント
専門は、ゲーム・web3等コンテンツ分野
における事業戦略・新規事業開発および
実行支援
E-mail: k-yamagishi@nri.co.jp